議　第　105 号

沼津市議会議員の期末手当に関する条例の一部改正について

沼津市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　沼津市議会議員の期末手当に関する条例（昭和31年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「 100分の 232.5」を「 100分の 237.5」に改める。

第２条　沼津市議会議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「 100分の 237.5」を「 100分の 235」に改める。

付　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の沼津市議会議員の期末手当に関する条例（次項において「議員期末手当条例」という。）の規定は、令和８年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　第１条の規定による改正後の議員期末手当条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の議員期末手当条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第１条の規定による改正後の議員期末手当条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「提案理由」

一般職常勤職員の例に倣い、市議会議員の期末手当を改めるものである。